

○浪江町帰還促進強化事業補助金交付要綱

(令和 7 年 2 月 3 日告示第 11 号)

改正 令和 7 年 3 月 26 日告示第 41 号

改正 令和 8 年 6 月 19 日告示第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付要綱(令和 2 年浪江町告示第 30 号)による町内の個人住宅の再建支援に加えて、東日本大震災に伴う原子力災害による避難者の帰還促進を強化することにより、町民の良好な住環境整備の促進と総合的な住宅施策の推進を図り、もって、居住人口の増加を進めるため、その住宅の再建に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和 60 年浪江町規則第 12 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅取得 帰還するために新築又は全部を改築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの(建築工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。)を取得することをいう。(建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。)
- (2) 修繕等 帰還するために必要な修繕、模様替え、増築又は一部改築すること及び中古住宅を取得することをいう。(建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。)
- (3) 居住制限区域 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 2 項の規定に基づく居住制限区域をいう。
- (4) 避難指示解除準備区域 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく避難指示解除準備区域をいう。
- (5) 特定復興再生拠点区域 福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定復興再生拠点区域をいう。

(6) 対象区域 居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されていた区域及び特定復興再生拠点区域をいう。

(7) 避難者 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく指示により設定された区域等(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)に居住していた者をいう。

(8) 帰還者 避難者のうち浪江町に居住する者をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者(以下「補助対象者」という。)とする。

(1) 新築住宅取得又は修繕等を実施した住宅に自ら居住する帰還者であること。

(2) 新築住宅取得又は修繕等を実施した住宅の所有者であること。

(3) 補助金の交付が完了した年度の翌年度から起算して 3 年間以上継続して、新築住宅取得又は修繕等を実施した住宅に定住することが誓約できること。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当する者は補助金の交付対象者としなないものとする。

(1) この要綱による補助金の交付を既に受けている者

(2) この要綱による補助金の交付を受けた住宅を所有している者

(3) 浪江町空き家改修等支援事業補助金交付要綱(令和 6 年浪江町告示第 90 号)による補助金の交付を既に受けている者

(4) 浪江町空き家改修等支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けて既に改修等を行った住宅及び空き家の除却等を行った土地を所有している者

(5) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 4 条第 1 項第 7 号に定める住宅の応急修理(平成 23 年東北地方太平洋沖地震によるものに限る。)に係る補助を受給している者

(6) 前各号のほか、国又は地方公共団体が行う目的が同一で次条に規定する補助対象経費に対するほかの補助金の交付を既に受けている者

(7) 町税等の未納がある者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者

3 この要綱による補助金の交付は、震災発生日(平成 23 年 3 月 11 日)時点において同一世帯に属していた者につき 1 回を限度とする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助対象者とする。

(補助対象経費の範囲)

第 4 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新築住宅取得又は修繕等に要した経費とし、次の各号に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 住宅以外の建築物及び工作物に要する経費
- (4) 既存建築物の除却に要する経費
- (5) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (6) 国又は地方公共団体が行う目的が同一であるほかの補助金等を活用する場合の当該対象経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、帰還した時期及び対象住宅の区分に応じ、次の表に定める額とする。

帰還した時期	対象住宅	補助金の額
令和 5 年 3 月 30 日以前	新築住宅取得	補助対象経費の 10/10 以内かつ最大 75 万円
	修繕等	補助対象経費から 50 万円を差し引いた金額の 1/2 以内かつ最大 25 万円
令和 5 年 3 月 31 日以降	新築住宅取得	補助対象経費の 10/10 以内かつ最大 375 万円
	修繕等	補助対象経費から 50 万円を差し引いた金額の 1/2 以内かつ最大 75 万円

2 補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請は、浪江町帰還促進強化事業補助金交付申請書(様式第 1 号)によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない

い。ただし、浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付要綱第6条第1項で提出した資料で確認できる場合は省略することができる。

- (1) 新築住宅取得、修繕等に係る契約書又は見積書及び領収書の写し
- (2) 対象住宅の工事箇所が確認できる施工前後の現場写真
- (3) 建物の登記事項証明書その他の対象住宅の所有者であることを証する書類の写し
- (4) 町税等の未納がないことを証する書類
- (5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第3号及び第4号に掲げる書類については、町が公簿等により確認することについて申請者が同意する場合は、添付を省略することができる。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付の決定をする場合は、浪江町帰還促進強化事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助対象者は、第6条第1項の補助金交付申請書の内容を変更する場合又は新築住宅取得若しくは修繕等を中止しようとするときは、速やかに浪江町帰還促進強化事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は町への帰還が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第9条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付又は中止の決定を、浪江町帰還促進強化事業補助金変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業により整備した補助対象住宅への居住を開始した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町帰還促進強化事業補助金実績報告書(様式第5号)及び浪江町帰還促進強化事業補助金誓約書(様式第6号)により、交付決

定の日の属する年度の2月末日までに、次の書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 居住していることが確認できる公共料金等の使用量が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町帰還促進強化事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町帰還促進強化事業補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(確認)

第13条 町長は、補助対象事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助金の交付が完了した年度の翌年度から起算して3年以内に限り、対象住宅の居住の状況を確認することができる。

2 補助対象者は、前項に規定する確認に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 特別な理由がなく、補助金の交付が完了した年度の翌年度から起算して3年以内に対象住宅に居住していないと確認したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、浪江町帰還促進強化事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、10 年とする。

2 補助対象者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ浪江町帰還促進強化事業補助金取得財産処分承認申請書(様式第 10 号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の財産処分承認申請書の提出があった場合、町長はその内容を調査し、財産処分の可否について当該申請を行った者に対して、浪江町帰還促進強化事業補助金財産処分承認(不承認)通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。

(台帳の整備)

第 17 条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町帰還促進強化事業補助金交付台帳を整備しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 26 日告示第 41 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 6 月 19 日告示第 132 号)

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。